

国債証券先物取引における取引最終日から受渡決済期日までの
期間の短縮等に伴う関連諸規則の一部改正について

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	3
3. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	5
4. 先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	6
5. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	7
6. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	8
7. 信認金及び取引参加者保証金の代用有価証券に関する規則の一部改正 新旧対照表	9

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(限月取引及びその数)	(限月取引及びその数)
第4条の4 (略)	第4条の4 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 Large取引について、最初に受渡決済期日が到来する限月取引の受渡決済期日の <u>5日前</u> (休業日を除外する。) の日に終了する取引日を当該限月取引の取引最終日とし、当該取引最終日の終了する日の翌日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。	4 Large取引について、最初に受渡決済期日が到来する限月取引の受渡決済期日の <u>7日前</u> (休業日を除外する。) の日に終了する取引日を当該限月取引の取引最終日とし、当該取引最終日の終了する日の翌日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。
5・6 (略)	5・6 (略)
(限月取引及びその数)	(限月取引及びその数)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (削る)	2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) <u>(4) RNP指數</u> <u>特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。</u>
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
3～5 (略)	3～5 (略)
(利子の日割計算)	(利子の日割計算)
第34条の8 (略) (削る)	第34条の8 (略) <u>2 前項の経過利子は、課税扱いと非課税扱いに区分して取り扱うものとし、課税扱いの経過利子は、経過利子の計算に当たって利子から税額相当額として本所が定める額を差し引くものとする。</u>

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年3月12日から施行する。ただし、第4条の4第4項及び第34条の8第2項の改正規定は、受渡決済期日が同年12月21日以後の日である限月取引から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正規定施行の際、現に取引が行われている限月取引については、なお従前の例による。ただし、受渡決済期日が平成27年9月24日である限月取引において、受渡決済期日以後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である受渡適格銘柄に係る経過利子の計算については、第34条の8第2項中「取り扱うものとし、課税扱いの経過利子は、経過利子の計算に当たって利子から税額相当額として本所が定める額を差し引くものとする。」とあるのは、「取り扱うものとする。」とする。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第4条の6 削除	<p><u>(経過利子の取扱い)</u></p> <p><u>第4条の6 国債先物等非清算参加者がLarge取引において受渡決済を行う場合における経過利子（業務規程第34条の8に規定する経過利子をいう。以下この節において同じ。）の取扱いは、当該国債先物等非清算参加者から指定国債先物等清算参加者への申告に基づき、課税扱い又は非課税扱いにより取り扱うものとする。</u>ただし、非課税扱いの申告をした国債先物等非清算参加者のうち、クリアリング機構が指定した国債先物等非清算参加者については、当該国債先物等非清算参加者の経過利子の全部又は一部を課税扱いとする。</p> <p><u>2 国債先物等非清算参加者は、本所の定めるところにより、前項に規定する経過利子の取扱いについて、指定国債先物等清算参加者がLarge取引における受渡決済を行うために必要と認めて指定する日時までに、当該指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。</u></p>
(受渡決済のために授受する国債証券及び金銭)	(受渡決済のために授受する国債証券及び金銭)
第4条の7 Large取引における受渡決済のために国債先物等非清算参加者が指定国債先物等清算参加者との間で授受する国債証券の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。	第4条の7 Large取引における受渡決済のために国債先物等非清算参加者が指定国債先物等清算参加者との間で授受する国債証券の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。
(1) 国債証券の数量は、最終清算取次売建玉と最終清算取次買建玉の差引数量	(1) 国債証券の数量は、前条第1項の規定による経過利子の課税扱い又は非課税扱いごとの最終清算取次売建玉と最終清算取次買建玉の差引数量
(2) (略)	(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年3月12日から施行する。ただし、この改正規定施行の際、現に取引が行われている限月取引については、なお従前の例による。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第14条の6 削除</p> <p>(口座振替による受渡し)</p> <p>第14条の11 取引参加者は、顧客との間でLarge取引の受渡決済を行うときは、その顧客のために社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る国債証券の受渡しは、その口座の振替により行うものとする。ただし、日本銀行における口座の振替により国債証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。</p>	<p><u>(受渡決済に伴う経過利子の取扱い)</u></p> <p><u>第14条の6 顧客がLarge取引において受渡決済を行う場合における経過利子の取扱いは、顧客からの申告に基づき、課税扱い又は非課税扱いにより取り扱うものとする。ただし、非課税扱いの申告をした顧客のうち、クリアリング機構が指定した顧客については、当該顧客の経過利子の全部又は一部を課税扱いとする。</u></p> <p><u>2 顧客は、前項に規定する経過利子の取扱いについて、取引参加者が当該Large取引の受渡決済を行うために必要と認めて指定する日時までに、取引参加者に申告するものとする。</u></p> <p>(口座振替による受渡し)</p> <p><u>第14条の11 取引参加者は、顧客との間でLarge取引の受渡決済を行うときは、その顧客のために社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る国債証券の受渡しは、その口座の振替(クリアリング機構の業務方法書の規定により経過利子について非課税扱いと定められた場合の受渡決済にあっては、非課税口座の振替。以下この条において同じ。)により行うものとする。ただし、日本銀行における口座の振替により国債証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。</u></p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年3月12日から施行する。ただし、この改正規定施行の際、現に取引が行われている限月取引については、なお従前の例による。</p>	

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
(最終清算指数等の変更等)	(経過利子の取扱い及び最終清算指数等の変更等)
(削る)	<u>第10条 クリアリング機構が、先物取引の受渡決済において、非課税扱いの申告に係る経過利子の取扱いについて課税扱いの指定を行った場合には、その措置に従うこと。</u>
<u>第10条</u> (略)	<u>2</u> (略)
<u>2</u> (略)	<u>3</u> (略)
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)
付 則	
この改正規定は、平成27年3月12日から施行する。ただし、この改正規定施行の際、現に取引が行われている限月取引については、なお従前の例による。	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>第21条の3 削除</u></p>	<p><u>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</u></p> <p><u>第21条の3 規定第34条の8第2項に規定する税額相当額として本所が定める額は、額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額に100分の20.315を乗じて算出した額(円位未満を切り捨てる。)の合計額とする。</u></p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、受渡決済期日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である受渡適格銘柄に係る経過利子の計算から適用する。</p>	

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(削る)	<p><u>(経過利子の取扱いの区分)</u></p> <p><u>第2条 国債先物等非清算参加者は、規程第4条の6第2項の規定に基づき、当該国債先物等清算参加者の最終清算取次売建玉及び最終清算取次買建玉について、次に掲げる事項を指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 経過利子を課税扱いとする数量</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) 経過利子を非課税扱いとする数量については、自己分の数量及び顧客ごとに区分した委託分の数量</u></p>
(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い) <u>第2条 (略)</u>	<p><u>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</u></p> <p><u>第3条 (略)</u></p>

付 則

この改正規定は、平成27年3月12日から施行する。ただし、この改正規定施行の際、現に取引が行われている限月取引については、なお従前の例による。

信認金及び取引参加者保証金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表				別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			
1 (略) 2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。				1 (略) 2 前項の有価証券の種類、時価及び本所の定める率は以下のとおりとする。			
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率		有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
株券				株券			
優先出資証券 (注 7)				優先出資証券 (注 7)		金融商品取引所(注 1)における最終価格(株券については、円位未満の端数金額を切り捨てる。)	
外国株預託証券(注 8)	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	100分の70	外国株預託証券(注 8)	国内の金融商品取引所に上場しているもの		
外国投資信託の受益証券				外国投資信託の受益証券			
外国投資証券				外国投資証券			
受益証券発行信託の受益証券				受益証券発行信託の受益証券			
外国受益証券発行信託の受益証券(注 9)				外国受益証券発行信託の受益証券(注 9)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注) 1～9 (略)				(注) 1～9 (略)			
3～10 (略)				3～10 (略)			
付 則							

- 1 この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年10月13日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。